

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

|   |
|---|
| <b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b>  |
| <p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>   |
| <p>日本標準産業分類（令和6年4月改定）より<br/>（青字及び赤字は事務局にて加筆）</p>  |
| <p><b>E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</b></p> <p>E280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）</p> <p>E2800 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p><b>E281 電子デバイス製造業</b></p> <p>E2811 電子管製造業</p> <p>E2812 光電変換素子製造業</p> <p>E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）</p> <p>E2814 集積回路製造業</p> <p>E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業</p> <p><b>E282 電子部品製造業</b></p> <p>E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業</p> <p>E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業</p> <p>E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業</p> <p><b>E283 記録メディア製造業</b></p> <p>E2831 半導体メディア製造業</p> <p>E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業</p> <p><b>E284 電子回路製造業</b></p> <p>E2841 電子回路基板製造業</p> <p>E2842 電子回路実装基板製造業</p> <p><b>E285 ユニット部品製造業</b></p> <p>E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業</p> <p>E2859 その他のユニット部品製造業</p> <p><b>E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</b></p> |

- E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- E29 電気機械器具製造業
  - E290 管理、補助的経済活動を行う事業所
    - (29 電気機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
  - E2900 主として管理事務を行う本社等
  - E2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
  - E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
    - E2911 発電用・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
    - E2912 変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
    - E2913 電力開閉装置製造業
    - E2914 配電盤・電力制御装置製造業
    - E2915 配線器具・配線附属品製造業
  - E292 産業用電気機械器具製造業
    - E2921 電気溶接機製造業
    - E2922 内燃機関電装品製造業
    - E2923 電気炉・電熱装置製造業
    - E2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用、船舶用を含む)
  - E293 民生用電気機械器具製造業 (県最賃適用)
  - E294 電球・電気照明器具製造業 (県最賃適用)
  - E295 電池製造業 (県最賃適用)
  - E296 電子応用装置製造業
    - E2961 X線装置製造業
    - E2962 医療用電子応用装置製造業
    - E2969 その他の電子応用装置製造業
  - E297 電気計測器製造業
    - E2971 電気計測器製造業 (別掲を除く)
    - E2972 工業計器製造業
    - E2973 医療用計測器製造業 (県最賃適用)
  - E299 その他の電気機械器具製造業 (県最賃適用)
- E30 情報通信機械器具製造業
  - E300 管理、補助的経済活動を行う事業所
    - (30 情報通信機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
  - E3000 主として管理事務を行う本社等
  - E3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
  - E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
    - E3011 有線通信機械器具製造業
    - E3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業
    - E3013 無線通信機械器具製造業
    - E3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

E3015 交通信号保安装置製造業  
E3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業  
E302 映像・音響機械器具製造業  
E3021 ビデオ機器製造業  
E3022 デジタルカメラ製造業  
E3023 電気音響機械器具製造業  
E303 電子計算機・同付属装置製造業（県最賃適用）

L7282 純粹持株会社

（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）、30 情報通信機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）に限る）

#### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工業若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鑄ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務